

建設工事の入札参加資格に係る「解体工事」の新設予定について

平成28年6月1日の建設業法の改正により、建設業許可の工種に「解体工事業」が新設されたことに伴い、平成29年度の建設工事の入札参加資格審査から「解体工事」を新設する予定です。

入札参加資格審査に必要な内容等について、以下のとおりお知らせします。

1. 建設業法改正の経過措置

(1) 経過措置の該当者

平成28年6月1日（法施行日）時点で「とび・土工工事業」の許可で解体工事業を営んでいる者

(2) 経過措置の内容

ア 建設業許可

法施行日から3年間は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事の施工が可能。

イ 経営事項審査

法施行日から3年間に申請した経営事項審査結果通知書には、法施行後の許可区分における「とび・土工・コンクリート」「解体」の総合評定値に加え、法施行以前の許可区分における「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」も記載。

2. 入札参加資格審査の取扱い

対象	区分	平成29年度入札参加資格審査の登録申請
該当者の経過措置の	建設業許可	「とび・土工工事業」許可で申請可 （「解体工事業」の許可は問わない）
	経営事項審査結果	「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」（経過措置表示のない経審の場合は「とび・土工・コンクリート」）
上記以外の者	建設業許可	「解体工事業」の許可必要
	経営事項審査結果	「解体」

※「解体工事」の登録を希望する場合は、工種申請登録の「解体」欄に○印を記入すること。

なお、平成28年6月1日以降に新規で「とび・土工工事業」の建設業許可を受けた建設業者は、「解体工事業」の建設業許可を受けずに解体工事を施工することはできません。